

総 合 評 価 書

警察による国際協力の推進

平成 2 0 年 1 2 月

国家公安委員会・警察庁

目 次

はじめに	1
第1章 評価の対象とした政策等	2
第2章 政策効果の把握	5
第1 具体的な国際協力の推進	5
1 知識・技術の移転	5
2 文民警察活動	11
3 国際緊急援助活動	15
4 相互理解と信頼を構築し、国際社会と協調するための国際協力	18
第2 国際協力を推進するための基盤づくり	21
1 派遣職員に対する支援の充実等	21
2 国際協力に関する理解と協力の確保	24
第3章 評価の結果及び政策への反映の方向性	27
終わりに	29

資料

- 別添1 国際協力推進要綱
- 別添2 インドネシアへの協力
- 別添3 フィリピンへの協力
- 別添4 タイへの協力
- 別添5 東ティモールにおける文民警察活動等
- 別添6 インドネシア共和国市民警察活動促進プロジェクト終了時評価調査結果（概要）

はじめに

国家公安委員会及び警察庁は、「平成19年政策評価の実施に関する計画」及び「平成20年政策評価の実施に関する計画」において、行政課題「警察による国際協力の推進」について、平成20年に総合評価方式による評価書を作成することとされている。

本評価書は、警察庁が平成17年9月に制定した国際協力推進要綱（別添1）に従い推進されてきた国際協力関係施策の効果を明らかにし、その問題点について分析することにより、我が国の警察による国際協力の今後の在り方の検討に資するために作成されたものである。

第1章 評価の対象とした政策等

第1 警察による国際協力

近年、警察による国際協力は、支援対象国（地域）の効率的・民主的な政治行政という良い統治（グッド・ガバナンス）の実現や、資金や物資の供与ではなく人材の育成や制度構築を通じた支援対象全体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）の観点から、社会の安定と発展のために不可欠な基盤を構築するものとして、その必要性が高まっており、我が国も、国際社会の一員として、我が国の警察が有する経験や知識を生かし、積極的に国際協力を行い、関係国の国づくりを支援し、国際社会に貢献することが求められている。また、警察による国際協力は、支援対象国（地域）の発展に資するだけでなく、一国では対処できない国際犯罪や国際テロの脅威に関係国が協調して対処する基盤を構築し、ひいては我が国の治安対策にも効果を有するものである。このような理解の下、警察による国際協力を積極的に推進するに当たっての基本方針は、国際協力推進要綱において次のとおりとされている。

1 国際社会との協調

グローバル化が進展する中、国際社会の安定と発展のためには、国際社会と協調し、国際犯罪やテロに対処する必要がある。政府開発援助大綱等の我が国の国際協力の基本方針の下、外務省等と連携し、国際連合、他の援助国等と協調した対応を強化する。

2 アジア諸国に対する戦略的な国際協力

我が国が近年重点的に支援を行ってきたインドネシア、タイ、フィリピンその他のアジア諸国への支援は、地域の犯罪対処能力の向上だけでなく、我が国の治安回復にも大きく寄与するものであり、国際犯罪等の情勢や地理的關係等を踏まえつつ、これらの諸国に対する戦略的な国際協力を強化する。

3 我が国の警察の特質等を生かした主体的な国際協力

我が国の警察の国際協力は、関係国や国際機関の発案や要請によって始まったものが多かったが、警察による国際協力の意義を踏まえつつ、効果的に国際協力を推進するためには、関係国等のニーズを明らかにし、我が国の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた提言を我が国から積極的に行うなど、我が国による主体的な国際協力を強化する。

4 警察職員の意識改革

警察による国際協力を推進するためには、都道府県警察の職員を含む個々の職員がその意義、基本方針等を十分に認識し、警察組織全体が国際協力にできる限り積極的な関与を行うという姿勢を持つことが必要であり、関係部門が連携して、警察職員の意識改革を図る。

5 職員の安全と健康を確保するための十分な検証と支援措置の実施

警察による国際協力においては、職員を派遣し、その有する知識・能力を活用して支援を行うことが効果的である。派遣職員の安全と健康の確保は、職員が支援に専念するための前提条件であり、また、支援対象国（地域）に対する継続的な支援

と更なる支援を推進するためにも、不可欠となる。このため、職員の安全と健康の確保について、十分な検証と支援措置を講ずる。

第2 評価の目的及び観点

本政策評価においては、警察による国際協力に関する施策が効果的に実施されているかという観点を中心に評価を行い、問題等のある施策があればその原因を明らかにし、今後の国際協力の推進の在り方を示すことを目的とした。

第3 評価の対象とした施策

評価の対象とする施策は、国際協力推進要綱のうち、「第3 国際協力を推進するために実施する施策」に掲げられた施策とする。具体的には、次の表のとおりである。

第1 具体的な国際協力の推進

1 知識・技術の移転

- (1) 事前調査、計画の立案及び実施状況のフォローアップの充実
- (2) 関係国のニーズの把握の強化
- (3) 海外派遣候補者のデータベース化
- (4) 外国治安機関からの研修員の受入れ拡大
- (5) 都道府県警察における研修の充実
- (6) 我が国の治安情勢等に関する研修の充実

2 文民警察活動

- (1) 文民警察活動に関する調査研究
- (2) 警察庁の法的位置付け及び警察庁における体制整備に関する検討
- (3) 文民警察活動実施前の十分な検証及び支援措置

3 国際緊急援助活動

- (1) 訓練の充実及び装備資機材の整備の推進
- (2) 身元確認チーム設置並びに法医学者及び法歯学者との連携強化の検討

4 相互理解及び信頼の構築

- (1) 国際犯罪等の情勢に応じた関係国の治安機関職員の招へい推進
- (2) 国際機関が行う活動への職員派遣の検討

第2 国際協力を推進するための基盤づくり

1 派遣職員に対する支援の充実等

- (1) 派遣職員に対する研修の強化
- (2) 派遣前の現地調査及び派遣職員への情報提供の実施
- (3) 関係機関・関係治安機関との緊密な連携等を通じた支援
- (4) 派遣職員に対する適切な処遇の確保及び表彰

2 国際協力に対する理解と協力の確保

- (1) 警察職員に対する研修の充実
- (2) 国際協力に関する執務資料の作成及び都道府県警察への配布
- (3) 国民に対する各種広報活動

第4 政策所管課及び政策を評価した時期

- 1 政策所管課
長官官房国際課
- 2 評価を実施した時期
平成17年から19年までの間

第5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

この報告書の作成に当たっては、平成20年11月5日に開催した警察庁政策評価研究会において、報告書の記載内容や記載方法等について、意見を聴取した上で作成した。

第6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

警察庁において取りまとめている業務統計、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）作成の「インドネシア共和国市民警察活動促進プロジェクト終了時評価調査報告書」（平成19年4月。別添6）等を使用した。

第2章 政策効果の把握の結果

第1 具体的な国際協力の推進

1 知識・技術の移転

(1) 施策の目的

我が国の警察が有する知識・技術の移転を通じて、支援対象国（地域）における制度の構築及び諸対策の推進を支援し、もって当該対象国（地域）の犯罪対処能力の向上を図ること。

(2) 取組みの内容

ア 知識・技術の移転に関する全般的実施事項

インドネシア、フィリピン、タイその他のアジア諸国を中心に、交番制度、犯罪鑑識、通信指令システム等に関する専門的知識を有する警察職員（以下「専門家」という。）を派遣し、支援対象国（地域）の治安機関職員の指導に当たらせた。また、JICAと協力して、外国治安機関から警察大学校国際警察センター（以下「国際警察センター」という。）等に研修員を招へいして、交番制度、薬物対策、情報通信等多岐にわたるセミナーや会議を行った。

なお、これらの取組みを支援対象国（地域）別に見た場合、実施された主な支援は、次のとおりである。

- ・ インドネシアにおける国家警察改革の支援（別添2）
- ・ フィリピンにおける犯罪捜査・鑑識技術等に関する支援（別添3）
- ・ タイ及び周辺国における薬物対策に関する支援（別添4）

イ 事前調査、計画の立案及び実施状況のフォローアップの充実

平成18年4月、国際協力推進体制を強化するため、警察庁国際課（以下「国際課」という。）に国際支援官及び国際支援係を新設し、警察庁の体制を整備し、それにより、職員の派遣に当たっての事前調査、計画の立案及び実施状況のフォローアップの充実が図られた。これらの活動状況については、16年9月に設置した国際協力等分科会及び同分科会の下に設置したワーキンググループにおいて適宜報告を行った。

なお、20年4月、国際支援官は国際協力室長に組織改編された。

ウ 関係国のニーズの把握の強化

外務省、JICA又は在日外国大使館等を通じて、また、便宜供与（外国治安機関職員が訪日した際に、警察実務の運用状況に関する視察の受入れや治安情勢に関する講義を行うなど、所要の便宜を

図ること。以下同じ。)を実施する機会や国際会議等を利用して、インドネシア、フィリピン等の関係国の知識・技術の移転に関するニーズを把握した。

エ 海外派遣候補者のデータベース化

将来の派遣の参考とするため、海外派遣候補者である国際協力に関する専門的研修の修了者や国際関係業務経験者等の記録をデータベース化した。また、国際警察センターの語学課程修了者の都道府県警察における配置状況等を把握した。

オ 外国研修員の受入れ拡大

平成18年4月、国際警察センターに国際協力に関する学術の研修等を担当する国際協力研修室を新設するなどして研修体制の充実を図り、外国治安機関からの研修員(以下「外国研修員」という。)に対し、テーマ別研修、国別研修等を実施した。

カ 都道府県警察における研修の充実化

都道府県警察における外国研修員に対する研修においては、設備、装備品等のハード面に留まらず、これらを活用する職員の地道な努力、地域住民とのコミュニケーション等のソフト面を正しく理解してもらうため、警察と地域住民が協力して行う防犯パトロール活動に参加するなどの実践的な研修を実施した。

キ 我が国の治安情勢等に関する研修の充実化

我が国と関係国の国際的な協力関係を強化するため、警察庁が実施する研修において、外国研修員に対し、日本警察の制度、組織等及び我が国の治安情勢に関する講義や、少年非行の現状と対策に関する講義等を実施した。

(3) 取組みの効果を把握する手法

長期派遣者(派遣期間が1年以上の者をいう。以下同じ。)及び短期派遣者(派遣期間が1年未満の者をいう。以下同じ。)である専門家の派遣人数、便宜供与の件数、人数、及び国(地域)数、専門的研修の修了者のデータベースへの登録人数、国際警察センターの語学課程修了者数、外国治安機関からの研修受入れ件数、外国研修員数及び研修受入れ国(地域)数並びに研修の受入れを行った都道府県警察数を指標とし、その推移を分析することとした。

また、把握した事例を参考とした。

(4) 取組みの効果を把握した結果

ア 専門家の派遣人数

専門家の派遣人数(継続派遣中の者を含む。)は、平成19年は47人

であり、17年から19年にかけて9人増加した。このうち、長期派遣者の人数は、19年は20人であり、17年から19年にかけて2人増加した。

【専門家の派遣人数】

	長期派遣者数	短期派遣者数	計
17年	18人	20人	38人
18年	17人	24人	41人
19年	20人	27人	47人

イ 便宜供与件数、人数及び国（地域）数

便宜供与件数は、平成17年から19年にかけて3件増加し、便宜供与人数は、同期間に160人増加した。一方、便宜供与国（地域）数については、17年から19年にかけて19か国減少した。

【便宜供与件数、人数及び国数】

	便宜供与件数	便宜供与人数	便宜供与国（地域）数
17年	124件	861人	102か国等
18年	118件	775人	95か国等
19年	127件	1,021人	83か国等

ウ 専門的研修の修了者のデータベースへの登録人数

平成18年5月、国際警察センターに警察分野における国際協力に資する人材を養成するための専門的な研修として、国際協力課程が新たに設けられ、同年及び19年にその課程を修了した30人を海外派遣候補者としてデータベースに新規登録した。

【データベースへの新規登録人数】

	新規登録人数
17年	0人
18年	15人
19年	15人

エ 国際警察センターの語学課程修了者数

専門家等の候補となり得る国際警察センターの語学課程修了者数は、平成17年から19年にかけて259人増加した。

【国際警察センターの語学課程修了者数】

	語学課程修了者数
17年	3,375人
18年	3,536人
19年	3,634人

オ 外国治安機関からの研修受入れ件数、外国研修員数及び研修受入

れ国（地域）数

外国治安機関からの研修受入れ件数は、平成17年から19年にかけて4件増加し、外国研修員数は、同期間に25人増加した。一方、研修受入れ国（地域）数は17年から19年にかけて3か国減少した。

【研修受入れ件数・外国研修員数・研修受入れ国（地域）数】

	研修受入れ件数	外国研修員数	研修受入れ国（地域）数
17年	23件	211人	57か国等
18年	27件	178人	47か国等
19年	27件	236人	54か国等

カ 研修の受入れを行った都道府県警察数

研修の受入れを行った都道府県警察数は、平成17年から19年にかけて9都道府県増加した。

【研修の受入れを行った都道府県警察数】

	受入れ都道府県警察数
17年	16府県
18年	17都道府県
19年	25都道府県

キ 事例

- 平成14年8月から5年間の計画で、インドネシア国家警察改革支援プログラム市民警察活動促進プロジェクト第1フェーズを実施していたところ、19年1月、同国における、より有意義な協力及び支援に資するため、JICA現地調査団に警察庁職員を派遣し、プログラムの進捗状況、インドネシア国家警察側のニーズ、日本として支援可能な内容等を調査し、支援分野、派遣専門家の増減等につき総合的な判断を行った結果を踏まえ、同プロジェクトは19年8月から第2フェーズに移行し、市民警察活動に関する研修を強化するなどの施策を実施している。
- 平成14年6月から17年6月まで、タイを拠点として薬物対策周辺地域協力プロジェクトを実施し、薬物分析技術等の継続的な移転等を行っていたところ、国際会議等の各種機会において表明された同プロジェクト継続の要望を踏まえ、18年9月から同プロジェクトは第2フェーズに移行し、薬物の成分分析に関する指導を強化するなどの施策を実施している。
- 外務省及びJICAからの依頼を受け、平成17年5月及び18年3月にイラク警察鑑識研修を実施し、イラク警察の職員に対し、日本の警察組織制度全般及び現場鑑識技術に関する講義等を行った。ま

た、18年12月及び19年12月には中南米地域治安対策強化セミナーを実施し、中南米地域の治安機関職員に対し、地域警察活動等に関する研修を行った。

- ・ 平成18年4月から19年2月にかけて、国際支援官がフィリピンを3回訪問するなどしてフィリピン国家警察との間でワーキンググループを4回開催し、今後の同国に対する支援の在り方についての検討を行った。
- ・ 平成18年6月及び19年6月に開催されたインドネシア警察行政セミナーにおいては、インドネシア国家警察の職員を少人数のグループに分けて5つの道府県警察で受け入れ、日本の警察制度に関する講義及び地域警察活動等に関する実施研修を実施した。
- ・ 平成19年1月、東ティモール国際平和協力隊へ派遣された文民警察官は、現地警察に対する助言・指導業務を通じて、東ティモール国家警察のニーズの把握に努めた。その結果、日本の警察活動を実査することにより、東ティモール国家警察の制度改革の参考としたいという要望を踏まえ、同年9月に開催した上級警察幹部セミナーに東ティモール国家警察幹部を招へいし、日本の警察活動の実状に関する研修を実施した。
- ・ 平成19年1月、アメリカ、オーストラリア、フランス、中国及び韓国の在京大使館の警察アタッシュェとの合同会議を開催し、これら職員との意見交換を通じて、日本警察への関係国のニーズを把握した。
- ・ 平成19年1月に東部アフリカ警察行政セミナーをJICAと共催し、ケニア、タンザニア等6か国の警察幹部を受け入れて、警視庁での警察施設視察、香川県警察での地域警察活動等の研修を実施した。
- ・ 平成19年4月、ベトナム公安大臣が国家公安委員会委員長及び警察庁長官を表敬訪問した際に表明したベトナムの警察官に対する研修の実施等の要望を踏まえ、同年にベトナム交通安全人材育成研修を開催し、ベトナムから計15人の警察官を受け入れた。

(5) 施策に関し改善等を要する事項

ア インドネシア国家警察改革支援プログラムを始め、アジア各国に対する国際協力が継続してなされているとともに、専門家の派遣人数が増加するなど、我が国の治安に影響を及ぼす可能性の高いアジア諸国を中心に、我が国の警察の特質を生かした知識・技術の移転が図られていると認められる。他方で、警察庁と関係機関が関係国

から把握したニーズの内容が一致せず、ニーズを正確に把握できなかった例も見られることから、今後、警察庁と関係機関の連携をより緊密にし、関係国のニーズを十分に把握する必要がある。

イ 警察改革支援を始めとする広範な分野にわたる知識・技術の移転（以下「包括的な支援」という。）が、インドネシア国家警察に対して実施された一方で、評価期間中は他の国に対する包括的支援が実施されなかったことから、今後、包括的支援の対象国を拡大する必要がある。特に、平成20年10月に開始した、フィリピン国家警察に対する包括的な支援としてフィリピン国家警察犯罪対処能力向上プログラムについて、効果的な知識・技術の移転を図るために、各種取組みを強化する必要がある。

ウ 警察による国際協力の効果を評価するためには、支援対象国（地域）別に評価することが有益であると考えられる。しかしながら、支援対象国（地域）に対する国際協力は、内外の関係機関が連携して実施しているものであり、個々の機関による取組みの効果を把握することが困難であることなどから、警察による知識・技術の移転が支援対象全体の能力向上に、どの程度寄与したかを客観的に把握する方法が確立されていない。今後、支援対象国（地域）のニーズ、評価に要するコスト等を踏まえつつ、支援対象国（地域）別の評価方法の開発に努める必要がある。

エ 知識・技術の移転に関する事前調査、計画の立案及び実施状況のフォローアップについては、警察庁の体制を整備し、その充実が図られたところであるが、必ずしも各案件について十分に行われているとは言えない面もあることから、今後、一層の充実を図る必要がある。

オ 海外派遣候補者のデータベースについては、未だ登録人数が十分ではなく、登録された者の専門分野も限られていることから、候補者の養成の充実を図るなどして、登録人数、登録された者の専門分野等を充実させる必要がある。

カ 外国治安機関からの研修員の受入れについては、研修受入れ国数が減少していることから、今後、外務省及びJICAと協力して、受入れ研修の対象とならなかった国（地域）において、日本警察に対する研修実施の要望がないのかを把握する必要がある。

2 文民警察活動

(1) 施策の目的

武力紛争終了後間もない国（地域）に文民警察要員を派遣し、警察行政事務に関する助言及び指導並びに警察行政事務の監視に当たらせることを通じて、派遣先国（地域）の復興に不可欠な警察機能の再建支援に資すること。

(2) 取組みの内容

ア 文民警察活動に関する全般的実施事項

平成18年4月から5月にかけて発生した騒乱で崩壊した東ティモール国家警察の再建支援等のため、19年1月から20年2月までの間、国連東ティモール統合ミッション（以下「UNMIT」という。）警察部門の長官特別顧問等として、警察庁幹部職員延べ4名を派遣し、東ティモール国家警察の警察官が使用する教科書を編さんするなどの活動を行った（別添5）。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「PKO法」という。）に基づき、警察職員を国際平和協力隊に派遣し実施された文民警察活動のこれまでの状況については、次の表のとおりである。

【PKO法に基づく文民警察活動の実施状況】

国（地域）	期間	人数
カンボジア	4年10月13日～5年7月8日	75人
インドネシア （東ティモール）	11年7月4日～同年9月9日	3人
東ティモール	第1次隊：19年1月31日～同年8月3日	2人
	第2次隊：19年8月3日～20年2月5日	2人

イ 文民警察活動に関する調査研究

国内で開催された文民警察関連のセミナーに警察庁幹部職員が出席するとともに、文民警察活動に関する専門的な教育訓練を行う諸外国の施設へ職員を派遣するなど、文民警察活動を適切かつ効果的に実施するための調査研究を実施した。

ウ 警察庁の法的位置付け及び警察庁における体制整備に関する検討

内閣官房において、国際平和協力に関する一般法の検討がなされていることから、その動向に併せて、警察庁を国際平和協力業務の実施主体として位置付けること、警察庁の恒常的な体制を整備すること等について検討した。

エ 文民警察活動実施前の十分な検証及び支援措置

平成19年1月、警察庁に東ティモール国際平和協力対策室事務局を設置し、文民警察活動に対する全庁的な支援体制を整備した。

また、文民警察活動実施前に警察庁職員を東ティモールに派遣し、現地の治安情勢、生活環境等を事前に検証するとともに、文民警察活動開始後は、文民警察要員の勤務状況を把握し、必要な資料等を提供するなどの支援を行った。加えて、文民警察要員を常時支援するため、東ティモール国際平和協力隊連絡調整要員として、文民警察活動期間中に延べ2名の警察庁職員を現地に派遣した。

(3) 取組みの効果を把握する手法

文民警察活動に関する調査研究に従事した海外派遣人数及び派遣期間、東ティモール国際平和協力隊への派遣に向けた事前調査回数並びに東ティモール国際平和協力隊支援のための警察庁職員派遣回数及び人数を指標とし、その推移を分析することとした。

また、把握した事例を参考とした。

(4) 取組みの効果を把握した結果

ア 文民警察活動に関する調査研究に従事した海外派遣人数及び派遣期間

平成17年には、文民警察活動に関する調査研究を行うための職員をスウェーデン並びにドイツ及びスイスにそれぞれ1人派遣し、18年には、カナダ及びスウェーデンにそれぞれ1人派遣した。1回当たりの派遣期間は、5日から19日であった。

【調査研究目的の海外派遣人数及び派遣期間】

派遣期間	派遣先	派遣人数
17年5月23日～6月10日	SMEDINT国連警察指揮官コース(スウェーデン)	1人
17年9月5日～9月23日	国連文民警察研修(ドイツ・スイス)	1人
18年1月9日～1月13日	カナダ連邦警察研修(カナダ)	1人
18年8月20日～9月2日	SMEDINT国連警察官養成コース(スウェーデン)	1人

イ 東ティモール国際平和協力隊への派遣に向けた事前調査回数及び人数

平成18年12月に東ティモール国際平和協力隊への警察職員の派遣に係る事前調査を実施するため、警察庁から4人の職員を現地に派遣した。また、19年1月には、東ティモール国際平和協力隊への派遣候補者3人をオーストラリアに派遣し、オーストラリア連邦警察において研修を実施した。また、第2次派遣要員への交代を前に、同隊への派遣候補者3人を、19年6月には東ティモールに、同年7月にはオーストラリアに派遣し、それぞれ事前調査及び研修を実施

した。

【事前調査回数及び派遣人数】

派遣期間	派遣先	派遣人数
18年12月10日～12月15日	政府調査団	4人
19年1月16日～1月19日	豪州連邦警察研修	3人
19年6月26日～6月30日	東ティモール派遣前調査	3人
19年7月15日～7月19日	豪州連邦警察研修	3人

ウ 東ティモール国際平和協力隊支援のための警察庁職員派遣回数及び人数

平成19年1月から20年2月までの東ティモールでの文民警察活動期間中に、派遣中の文民警察要員に対する支援のため、延べ25人の警察庁職員を15回にわたり現地に派遣した。

エ 事例

- ・ 東ティモール派遣要員に対して、国内においては、けん銃射撃、保健衛生対策、車両運転等の研修・訓練を実施し、国外においては、オーストラリアで同国連邦警察による事前研修を実施した。
- ・ 平成18年12月、警察庁、内閣府及び外務省の職員からなる政府調査団を東ティモールへ派遣し、UNMIT及び東ティモール政府関係者と意見交換を行い、我が国が東ティモールにおいて果たす役割を確認するとともに、治安状況等の現地環境について事前調査を行った。
- ・ 平成19年1月、東ティモール現地連絡調整事務所の立上げ等のため、文民警察要員の現地入り前に警察庁職員を派遣し、文民警察要員として派遣される者の受入れ体制を整備した。また、同年8月の要員交代に際しても警察庁職員を現地に派遣し、業務引継の支援措置を講じた。
- ・ 平成19年5月、文民警察要員の第2次隊の派遣に先立って警察庁幹部を東ティモールに派遣し、UNMIT本部、連絡調整員事務所、空港周辺・市街地等の治安情勢、けん銃・車両等装備品の保管状況等を視察するとともに、在東ティモール日本国大使館において、大使等と現地生活上の留意点、大使館と派遣要員との連携、将来的な技術移転協力等に関する情報交換を実施した。また、東ティモールへの出入国拠点となるインドネシアの在デンパサール日本国総領事館とも情報交換を実施し、緊急事態発生時の支援体制について確認を行った。
- ・ 平成19年8月、緊急時の東ティモールにおける国際平和協力隊

員の退避要領について、内閣府及び外務省との間で確認した。

- ・ 平成19年8月に東ティモール連絡会議を内閣府に設置し、文民警察活動期間中に毎週開催し、警察庁、内閣府及び外務省の連絡担当者が、合計26回の現地情勢の把握、意見交換等を行い、現地支援の対策強化を図った。

(5) 施策に関し改善等を要する事項

- ア 平成11年以来約7年振りに文民警察活動を実施したことにより、東ティモール国家警察の警察官教育の基本となる教科書の編さんが進められるなど、東ティモール国家警察の再建に不可欠な支援が進められたことが認められる。他方で、文民警察要員の決定から実際の派遣に至るまでの期間が約1か月と短かかったため、派遣される文民警察要員に対して事前に十分な教育訓練を行うことができなかったことから、文民警察要員の決定の在り方を含め検討を加え、日頃からの教育訓練を充実させる必要がある。
- イ 警察庁の法的位置付け及び恒常的な体制整備については、内閣官房における国際平和協力に関する一般法の検討に併せて、引き続き検討を進める必要がある。
- ウ 派遣される文民警察要員だけでなく、その家族に対する情報提供等も重要であるという、東ティモールでの文民警察要員に対する支援における経験を踏まえ、文民警察要員及びその家族との連絡体制を強化するなど、文民警察要員の家族に対する支援を充実させる必要がある。

3 国際緊急援助活動

(1) 施策の目的

国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）に基づき、大規模災害が発生した国の政府又は国際機関の要請に応じ、警察職員を派遣し、被災者の捜索・救助等を実施することを通じて、被災国（地域）の支援を行うこと。

(2) 取組みの内容

ア 国際緊急援助活動に関する全般的実施事項

平成17年10月にパキスタンで発生した大地震に際して、発生の翌日には国際緊急援助隊員の救助チーム要員として警察職員15人を現地に派遣し、捜索・救助活動等を実施した。

なお、警察がこれまで実施した国際緊急援助活動は、次の表のとおりである。

【警察がこれまで実施した国際緊急援助活動】

国（地域）	災害の種類	期間	派遣人数
イラン	地震	2年6月22日～同年7月2日	6人
フィリピン	地震	2年7月18日～同年7月26日	11人
マレーシア	ビル倒壊	5年12月13日～同年12月20日	11人
エジプト	ビル倒壊	8年10月30日～同年11月6日	9人
コロンビア	地震	11年1月26日～同年2月4日	15人
台湾	地震	11年9月21日～同年9月28日	45人
アルジェリア	地震	15年5月22日～同年5月29日	19人
モロッコ	地震	16年2月25日～同年3月1日	7人
タイ	津波	16年12月29日～17年1月8日	15人
パキスタン	地震	17年10月9日～同年10月18日	15人
中国	地震	20年5月15日～同年5月21日	20人

イ 訓練の充実及び装備資機材の整備の推進

定期的に関係機関と合同で実施する国際緊急援助隊総合訓練や技術検討会等に、国際緊急援助活動を行うものとして、警視總監及び道府県本部長があらかじめ指名した要員（以下「指名要員」という。）が参加することにより、国際緊急援助隊員に求められる能力の向上を図るとともに、新たに導入された資機材を用いた訓練を随時実施するなどにより、その使用の習熟に努めた。

ウ 身元確認チームの設置並びに法医学者及び法歯学者との連携強化の検討

平成17年1月に鑑識担当職員等からなる身元確認チームを設置す

るとともに、身元確認に係る体制の整備並びに法医学者及び法歯学者との連携強化方策について検討した。

(3) 取組みの効果を把握する手法

国際緊急援助隊総合訓練に参加した指名要員数及び身元確認チームによる身元確認数を指標とし、その推移を分析することとした。

また、把握した事例を参考とした。

(4) 取組みの効果を把握した結果

ア 国際緊急援助隊総合訓練に参加した指名要員数

平成17年に国際緊急援助隊総合訓練に参加した指名要員数は55人であったが、18年は44人、19年は31人とそれぞれ減少した。

なお、指名要員については、大規模災害が発生した被災国の政府からの切実な要請にこたえて実施されるという国際緊急援助活動の特性を踏まえ、迅速かつ適切な派遣が実施できるよう、昭和62年の制度開始以来常時約440人の適任者を指名し、出動に備えている。

【参加した指名要員数】

	参加指名要員数
17年	55人
18年	44人
19年	31人

イ 身元確認チームによる身元確認数

平成16年12月に発生したスマトラ沖大地震及びインド洋津波被害に際して、タイの要請に応じ、平成17年1月、外務省を始めとする関係機関と連携し、鑑識担当職員等により構成されている身元確認チーム設置・派遣を行い、身元不明遺体のうち34人の身元を確認した。18年及び19年には、身元確認チームの派遣要請はなかった。

【身元確認チームによる身元確認数】

	身元確認数
17年	34人
18年	派遣なし
19年	派遣なし

ウ 事例

- ・ 指名要員である警察庁職員は、平成18年8月に中国、19年7月にモンゴルにおいて開催されたアジア・太平洋地域チームリーダー会合に、外務省等関係機関の幹部職員と共に参加し、大規模災害を想定した、派遣先国（地域）到着後の入国手続段階からの実地訓練、図上訓練等を実施した。

- ・ 指名要員が多く参加する災害警備の研修において、派遣経験のある指名要員や国際緊急援助隊関係者による講義を行い、経験の共有を図った。

(5) 施策に関し改善等を要する事項

ア 平成17年10月にパキスタンで発生した大地震に際して、発生の翌日には現地に向け国際緊急援助隊員の救助チーム要員として警察職員を派遣し、捜索・救助等を実施するなど、迅速かつ適切な国際緊急援助活動を行ったことが認められる。しかしながら、災害の状況や派遣先国（地域）の環境等により捜索及び救助を行う環境も異なることから、関係機関と合同で実施している定期的な訓練や研修のほかに、警察部内における独自の訓練を強化するなど、指名要員に対する訓練を一層充実する必要がある。

イ 関係機関と合同で実施している訓練等には定員があり、すべての指名要員が参加することが困難であるにもかかわらず、指名要員制度開始以来、人数及び所属都道府県警察について見直しが行われていないことから、過去の実績等を参考としつつ指名要員数を削減するなど、指名の適正化を図る必要がある。

ウ 国際緊急援助隊総合訓練に参加する指名要員が平成17年から19年にかけて減少していることから、同訓練への参加者が増加するよう、関係機関に働き掛ける必要がある。

エ 身元確認チームについては、未だ常設チームの設置に至っておらず、また、法医学及び法歯学者との連携についても、未だ具体的な対応に至っていないため、引き続き、実現に向けて関係機関等に働き掛ける必要がある。

4 相互理解及び信頼の構築

(1) 施策の目的

関係国の治安機関職員の招へいや国際機関が行う活動への職員の派遣等を通じて、関係国間相互の理解と信頼の構築を図り、もって国際社会による国際的な犯罪に対する協調した対処を促進すること。

(2) 取組みの内容

ア 相互理解と信頼を構築し、国際社会と協調するための国際協力に関する全般的実施事項

国際協力を関係国間相互の理解と信頼の構築につなげるため、関係国の治安機関職員の招へいに当たっては、参加者が相互に意見交換する機会を設けるなどするとともに、ウの国際機関が行う活動への職員派遣に当たっては、警察庁から連絡調整要員1名を現地に派遣し、専門家の活動が適切になされるよう支援した。

イ 国際犯罪等の情勢に応じた関係国の治安機関職員の招へい推進

第1-1-(4)オのとおり、外国治安機関からの受入れ研修を充実させたほか、警察庁が独自に行う政府開発援助（以下「警察庁独自ODA」という。）による国際会議の開催等を通じて、治安機関間相互の意見交換を実施し、関係国間相互の理解と信頼の構築を図った。

ウ 国際機関が行う活動への職員派遣

平成17年2月にレバノン共和国ベイルート市内で発生したレバノン元首相暗殺事件の鑑識活動のため、国連国際独立調査委員会の要請を受け、同年8月から9月までの間、鑑識の専門家3名を現地に派遣し、被疑者車両の特定作業等に従事し、事件の解明に向けた捜査の進展を図った。また、この活動により、我が国の警察が諸外国に対し移転を図ってきた知識・技術を活用することにより、国際機関が行う活動に貢献できるという経験が得られたことを踏まえ、国際機関が行う活動への職員派遣の拡大に向けて警察庁幹部職員を派遣して国連幹部職員と意見交換を行うなど、関係機関との協議を行った。

(3) 取組みの効果を把握する手法

外国治安機関からの研修受入れ件数、外国研修員数及び研修受入れ国（地域）数並びに警察庁独自ODAによる国際会議への招へい国数及び招へい人数を指標とし、その推移を分析することとした。

また、把握した事例を参考とした。

(4) 取組みの効果を把握した結果

ア 外国治安機関からの研修受入れ件数、外国研修員数及び研修受入れ国（地域）数

第 1 - 1 - (4) を参照（ 7 ページ）

イ 警察庁独自 O D A による国際会議の招へい国数及び招へい人数

警察庁独自 O D A による国際会議であるアジア・太平洋薬物取締会議においては、平成 17 年から 19 年にかけて、招へい国数が 1 か国減少したが、招へい人数は 2 人増加した。

【警察庁独自 O D A による主催国際会議の実施状況】

	国際会議名	招へい国数	招へい人数
17年	アジア・太平洋薬物取締会議	12か国	31人
18年	アジア・太平洋薬物取締会議	10か国	27人
19年	アジア・太平洋薬物取締会議	11か国	33人

ウ 事例

アジア諸国、欧米諸国を始め、各国の治安機関との二国間協議や国際会議での意見交換を通じて相互理解の促進に努めているところであるが、警察庁が主催した国際会議のうち、主なものに関する取組みは次のとおりである。

- ・ 平成 12 年度から毎年、アジア大洋州地域サイバー犯罪捜査技術会議を開催し、関係国とのサイバー犯罪への技術的対策について意見交換等を実施している。
- ・ 平成 16 年から毎年、東アジア地域組織犯罪対策会議を開催し、国際組織犯罪対策について関係国との情報交換等を実施している。
- ・ 平成 19 年 1 月に開催された日中韓首脳会議において、三国間協力を要する犯罪分野での対応策に関する緊密な協力の強化について合意されたことを踏まえ、同年 6 月、日中韓治安関係高級実務者会合を主催し、三国の審議官級の高級実務者間で、治安情勢等に関する意見交換を実施し、北東アジア地域の警察間協力を確認した。

(5) 施策に関し改善等を要する事項

ア 関係国の治安機関職員の招へいの推進を通じて、我が国の警察制度等に対する関係国の理解が促進されるとともに、レバノン元首相暗殺事件の鑑識活動において、捜査の客観性に対する信頼を高め、関係国間における無用の対立の発生を防ぐことに寄与するなど、関係国間の相互の理解と信頼の構築が一定程度図られたものと認められる。他方で、交流の増加は関係国間の相互の理解と信頼の構築を

促進するものであるにもかかわらず、研修受入れ国（地域）数が減少していることから、既存の招へい研修や国際会議のほか、新たな研修の開催等を通じて、関係国の治安機関職員の招へいを推進する必要がある。

イ 国際機関が行う活動への職員派遣の実施が国連国際独立調査委員会での派遣のみにとどまっていることから、今後、国際機関が行う活動への職員の派遣に向け、国連を始めとする国際機関との連絡を緊密にする必要がある。

第2 国際協力を推進するための基盤づくり

1 派遣職員に対する支援の充実等

(1) 施策の目的

派遣職員がその有する知識・能力を十分に活用できるよう、職員の健康と安全を確保するため必要な支援を実施し、派遣職員が国際協力を専念するための環境を整備すること。

(2) 取組みの内容

ア 派遣職員に対する研修の強化

派遣候補者である専門家を対象に、専門的な研修を定期的を実施するとともに、専門家派遣予定者についてはJICA主催の各種研修等に出席させ、事前の準備に当たらせた。また、文民警察要員に対しても、派遣前に、安全確保方策、現地の情勢等に関する研修を実施した。

イ 派遣前の現地調査及び派遣職員への情報提供の実施

新たに専門家として派遣される職員に対しては、専門的な研修を通じて派遣先の治安情勢の事前知識を提供したほか、随時に派遣先に関する情報を提供するよう努めた。派遣された専門家に対しては、自らが従事している業務の成果、進ちょく状況等を把握できるよう、警察庁も協力し実施されたJICAによる現地調査の結果等の各種情報を提供した。また、文民警察要員の派遣前には、事前に十分な現地調査を行うとともに、警察庁職員を現地に適宜派遣し、各種情報を提供した。

ウ 関係機関・関係治安機関との緊密な連携等を通じた支援

関係機関・関係治安機関と緊密に連携して、派遣職員に対して充実した情報提供を行うなどの支援を行った。特に、派遣先の治安情勢や生活環境が悪い場合には、現地に警察庁職員を派遣し、派遣職員の要望に沿った資料等を提供するなどして、支援の万全を期した。

エ 派遣職員に対する適正な処遇の確保及び表彰

派遣職員の処遇について、関係機関と協議するなどして、派遣先国の勤務環境に応じた手当を支給するなど、可能な限りその労苦に見合った処遇を確保するように努めた。また、我が国とは異なる劣悪な環境下で活動に従事した文民警察要員等に対しては、その労苦に報いるため長官賞等を授与したほか、支援対象国（地域）に派遣された専門家に対しては、派遣期間に応じて、長期派遣者に対しては官房長賞を、短期派遣者に対しては国際課長賞を、それぞれ授与した。

(3) 取組みの効果を把握する手法

派遣候補者の専門的な研修受講者数、表彰の授与状況を指標とし、その推移を分析することとした。

また、把握した事例を参考とした。

(4) 取組みの効果を把握した結果

ア 派遣候補者の専門的な研修受講者数

平成18年に警察大学校に専門家の派遣候補者に対する専門的な研修である国際協力課程を新設し、同年及び19年において、それぞれ15人が参加した。

【派遣候補者の専門的な研修受講者数】

	専門的な研修受講者数
18年	15人
19年	15人

イ 表彰の授与状況

国際協力に従事し帰国した者に対する表彰の内容及び人数は、平成17年に官房長賞21人、国際課長賞3人、18年に官房長賞4人、国際課長賞1人、19年に長官賞3人、官房長賞5人、情報通信局長賞1人、官房長感謝状1人、国際課長賞2人であった。

【表彰授与状況】

	表彰内容及び授与人数
17年	官房長賞21人（国際緊急援助隊員15人を含む。） 国際課長賞3人
18年	官房長賞4人 国際課長賞1人
19年	長官賞3人（東ティモール国際平和協力隊員） 官房長賞5人 情報通信局長賞1人 官房長感謝状1人 国際課長賞2人

ウ 事例

- 平成18年12月、東ティモールへの文民警察要員派遣に当たり、在東ティモール日本国大使館及び在オーストラリア日本国大使館と連携し、現地治安情勢、生活環境、緊急避難場所等に関する情報収集を実施した。
- 在東ティモール日本国大使館へは、平成19年2月から警察庁職員が一等書記官として出向し、文民警察要員等との連携に当たった。
- 平成19年にインドネシア、フィリピン、ブラジル、カンボジア、シンガポール、マレーシア及びタイに専門家として派遣予定の職員

に対し、専門家としての知識・技術、各派遣先における専門家のこれまでの活動状況等についての研修を行った。また、18年に専門的な研修として国際協力課程が開始されたことから、これ以前に派遣された専門家等に対しては、派遣先における国際協力に関する資料を提供するとともに、現地の生活環境に関する資料を適時提供した。

(5) 施策に関し改善等を要する事項

ア 派遣職員の健康と安全を確保するため必要な支援により、結果として派遣職員に大きな事故・傷病等なく国際協力を実施することができた。他方で、派遣先国における生活環境等について派遣前に十分な情報提供ができなかった場合もあるなど、派遣職員に対する支援は未だ万全とは言えないことから、派遣職員のニーズを踏まえた情報提供が十分になされるよう、派遣前の研修を充実させる必要がある。

イ 派遣職員に対する表彰については、派遣期間の長短のみを基準とした表彰がなされていることから、真に派遣職員の労苦と功績に応じたものとなるよう、その運用を改める必要がある。

2 国際協力に関する理解と協力の確保

(1) 施策の目的

警察職員に対する研修や国民に対する各種広報活動を通じて、国際協力に対する警察職員の意識改革を図るとともに、国民の理解と協力を確保すること。

(2) 取組みの内容

ア 警察職員に対する研修の充実

警察庁における各種会議において国際的な警察活動の推進を検討課題として取り上げ、警察による国際協力の意義及び重要性を確認した。また、各都道府県警察の警察学校等において、職員に国際協力の意義、基本方針等を十分に認識させるための研修を実施した。また、「国際協力等の状況」等の資料の作成・配布を行い、職員に対して警察による国際協力の各種活動状況に関し情報提供した。

イ 国際協力に関する執務資料の作成及び都道府県警察への配布

平成18年2月、都道府県警察に対して国際協力推進要綱制定に伴う通達を発出し、警察職員の意識改革、国際協力を積極的かつ効果的に行うための施策等、都道府県警察で推進すべき事項を具体的に明らかにした上で、各都道府県警察における国際協力の取組み状況、実施状況等を警察庁において把握するよう努めた。また、直接的に国際協力に関与することが少ない都道府県警察職員の国際協力に対する意識を向上させるため、「日本の国際協力」等の資料を配付するとともに、国際協力の実績に応じ、都道府県警察に対して表彰を行うことを検討した。

ウ 国民に対する各種広報活動

「警察白書」等の警察活動を一般に対して広く紹介する書籍、冊子等に国際協力のページを設け、国際平和維持活動、国際緊急援助活動等、我が国の警察による国際協力を広く国民に広報した。また、日本語による国内向けの広報にとどまらず、外国語表記の広報誌及びウェブサイトを作成し、我が国の警察による国際協力に対する諸外国の理解と協力を求めた。

(3) 取組みの効果を把握する手法

外国治安機関からの研修の受入れを行った都道府県警察数を指標とし、その推移を分析することとした。

また、把握した事例を参考とした。

(4) 取組みの効果を把握した結果

ア 研修の受入れを行った都道府県警察数

第1 - 1 - (4)カを参照(8ページ)

イ 事例

- ・ 警察職員に広く東ティモールでの文民警察活動を知ってもらうため、「東ティモール文民警察活動ニュース」を合計で18回発行し、都道府県警察に配布した。
- ・ 平成17年から19年にかけて、毎年国際協力の実施状況等を取りまとめた資料である「国際協力等の状況」を総計2,500冊作成し、各都道府県警察に配布するとともに、警察庁ウェブサイトに掲載した。
- ・ 警察白書の英語版である「WHITE PAPER ON POLICE」を毎年600冊作成し、国内外の関係機関に配布した。
- ・ 財団法人社会安全研究財団が企画し、インドネシアへ派遣されている専門家の活動状況を中心に取りまとめた「日本警察の国際協力」のDVD及びパンフレットの作成を監修し、各都道府県警察に配布したほか、それぞれ英語版を国際会議において配布した。
- ・ 警察庁英語版ウェブサイトには、日本の警察制度等を分かりやすく英語で記述した「POLICE OF JAPAN」のほか、東ティモールにおける文民警察活動状況等を英語で記述した資料等を掲載している。
- ・ 平成18年4月、日本警察による国際協力の推進に関する警察内部研修資料を作成した。
- ・ 平成19年4月、政府広報テレビ番組「ご存じですか」にて、我が国の警察による国際協力の取組み状況、石川県警察で実施されたインドネシア治安機関職員に対する研修の状況等を紹介した。

(5) 施策に関し改善等を要する事項

ア 各種取組みにより、外国研修員に対する研修の受入れを行った都道府県数が着実に増加するなど、警察による国際協力に対する理解が促されたことが認められる。他方で、研修の受入れを未だ行ったことがない都道府県警察があることから、今後、当該都道府県警察に受入れを行うよう働き掛けを行うとともに、受入れ研修の状況を広報するなどして、国際協力に対する理解を一層促す必要がある。

イ 警察職員に対する研修については、警察学校等において国際協力に関する研修が実施されていることなどから、一定程度その充実が図られたことが認められるところ、今後、「日本の国際協力」等の資料の活用を促すなど、今後更なる充実に向けて一層の工夫を行う必

要がある。

ウ 都道府県警察に対しては、国際協力の実績に応じた表彰が行われていないことから、表彰基準の作成等を行い、都道府県警察に対する表彰を実施する必要がある。

第3章 評価の結果及び今後の政策の方向性

警察は、平成17年9月に国際協力推進要綱を制定して以来、知識・技術の移転、文民警察活動、国際緊急援助活動等の具体的な国際協力を推進するとともに、派遣職員に対する支援の充実、国際協力に対する理解の促進等の国際協力を推進するための基盤づくりの整備に取り組んだ。

これらの取組みについては、外務省等の関係機関と連携し、関係国のニーズを踏まえ、アジア諸国を中心に具体的な国際協力が実施されたことなどが認められることから、国際協力推進要綱に示された基本方針に照らして妥当なものであったと評価できる。

また、国際協力推進要綱に盛り込まれた施策の推進に関する評価の詳細は、第2章において詳述したとおりであるが、これらの取組みの結果については、次のことが認められ、一定の成果が現れていると評価することができる。

- ・ インドネシア国家警察改革支援プログラムを始め我が国の警察による知識・技術の移転は、支援対象国のニーズに適合したものであるとして、平成20年6月に開催されたG8司法・内務大臣会議において高い評価を得たこと。
- ・ 我が国の警察が文民警察活動及び国際緊急援助活動を実施したことに関し、国際機関及び関係国から感謝の意が表されたこと。
- ・ 専門家、文民警察要員、国際緊急援助隊員等が派遣された国における治安情勢や生活環境は必ずしも良好なものではなかったにもかかわらず、これらの派遣職員に大きな事故・傷病等なかったこと。
- ・ 外国研修員に対する研修の受入れを積極的に行う都道府県警察も現れるなど、都道府県警察における国際協力に対する理解の促進が図られたこと。

他方で、我が国の警察による国際協力の推進については、その取組み及び評価方法について、依然として課題も残されている。

まず、第2章において詳述したとおり、国際協力推進要綱に盛り込まれた施策の中には未だ実現に至っていないものあることから、これらの施策については、その実現を図るべく、早急に取組みを具体化する必要がある。

特に、我が国の警察による国際協力は、関係国のニーズを踏まえて実施される一方で、関係国から支援の要望を受けた後に、警察庁がその可否を検討することが多く、警察庁自らが関係国に要望を提出するよう働き掛けることは少ないほか、専門家の派遣、外国研修員の受入れ等について、各都道府県警察における取組みにばらつきがあるなどの課題が残されている。

今後、警察庁は、関係国のニーズを把握するだけでなく、対象国の犯罪対処能力の向上を通じて我が国の治安を確保するという観点から、関係国に対し要

望を提出するよう積極的に働き掛けるほか、各都道府県警察に対して、より一層国際協力を推進するよう指導する必要がある。

さらに、支援対象国（地域）別の評価については、個々の機関による取組みの効果のみを把握することが困難であることなどから、警察による知識・技術の移転が支援対象国の能力向上にどの程度寄与したかを客観的に把握する方法が構築されていないという課題がある。支援対象国（地域）別に国際協力の実施状況を評価した例として、インドネシア市民警察活動促進プロジェクトに関する J I C A の評価調査結果（別添 6 参照）があるが、その評価調査には多大なコストを要していることを踏まえ、今後、支援対象国（地域）別の評価方法の開発に努める必要がある。

こうした取組みを通じて、我が国の警察による国際協力について、更にその充実及び強化を図る必要がある。

終わりに

我が国の警察による国際協力は、昭和37年に海外技術協力事業団(現在のJICA)との共催でアジア各国の警察官を集めて行った薬物関係研修コースにより始まった。その後、治安の良い我が国が注目され、住民の理解と協力を得ながら治安維持に当たる我が国の警察の特質を生かして、交番制度、科学技術の活用、警察の民主的管理等の分野で、多数の国際協力を実施してきた。しかしながら、警察による国際協力の基本方針及び方向性を示し、各種施策を実施することとした国際協力推進要綱の制定からいまだ3年余しか経過しておらず、警察による国際協力には、いまだ多くの課題があると云わざるを得ない。

グローバル化が進展する中、「一国治安主義」、すなわち各国が個別に国内の治安対策を推進すれば、各国の治安を確保できるという考え方は、もはや過去のものとなっている。相互依存を強める国際社会において、犯罪やテロに対処するためには、関係国が協調して制度を構築し、対策を講ずることが不可欠であり、警察分野における国際協力を実施し、関係国の諸制度の構築や諸対策の推進を支援することは、我が国の治安対策にもつながる。

本評価を踏まえ、国際協力に係る各種施策の一層の充実を図るとともに、関係国のニーズを把握し、その効果や問題点等の把握に努め、今後の施策の展開に生かしていくことが求められている。

国際協力推進要綱

平成17年9月

警察庁

国際協力推進要綱目次

はじめに	1
第1 警察による国際協力の意義	
1 国際社会への貢献	2
(1) 警察分野における国際協力の重要性	
ア 良い統治（グッド・ガバナンス）の実現	
イ 支援対象全体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）	
(2) 我が国の警察による国際協力の必要性	
2 我が国の治安対策との関係	3
(1) 対象国の犯罪対処能力の向上による我が国の治安の確保	
(2) 円滑な国際捜査協力の促進	
第2 警察による国際協力の基本方針と具体的な推進の方向性	
1 基本方針	3
(1) 国際社会との協調	
(2) アジア諸国に対する戦略的な国際協力	
(3) 我が国の警察の特質等を生かした主体的な国際協力	
(4) 警察職員の意識改革	
(5) 職員の安全と健康を確保するための十分な検証と支援措置の実施	
2 具体的な国際協力の推進の方向性	4
(1) 知識・技術の移転	
ア 重点分野	
イ 包括的な支援	
ウ 効果的な支援	
(2) 文民警察活動	
(3) 国際緊急援助活動	
(4) その他相互理解と信頼を構築し、国際社会と協調するための国際協力	
第3 国際協力を推進するために実施する施策	
1 具体的な国際協力の推進	6
(1) 知識・技術の移転	
(2) 文民警察活動	
(3) 国際緊急援助活動	
(4) その他相互理解と信頼を構築し、国際社会と協調するための国際協力	
2 国際協力を推進するための基盤づくり	7
(1) 派遣職員に対する支援の充実等	
(2) 国際協力に関する理解と協力の確保	
別紙 我が国の警察による国際協力の概要	8

はじめに

近年の情報通信技術や輸送技術のめざましい発達は、社会経済の地球規模化を更に促進し、人、物、金や情報が国境を越えて移動し、やり取りされる機会を飛躍的に増大させることとなり、世界各国の相互依存を更に強めている。これにより、人々の生活には様々な恩恵がもたらされたが、同時に、国境を越えた犯罪者の移動や人身取引、禁制品の密輸出入、犯罪収益の隠匿、国際犯罪組織や国際テロ組織の連携の強化をもたらすなど、世界の治安をめぐる情勢が大きく変化しており、今や国際犯罪組織による組織犯罪や国際テロは国際社会の安定と発展を損なう地球規模の問題となっている。

これに伴い、良好であった我が国の治安も多大な影響を受けている。例えば、国際犯罪組織による組織犯罪は年々深刻化しており、外国に拠点を置く犯罪組織が我が国に流入したり、国内の犯罪組織と連携し、各種の犯罪を敢行するようになった。また、我が国の暴力団による国際的な活動もみられるようになっている。国際テロについても、イスラム過激派の脅威は依然として高く、我が国は攻撃対象国の一つとして名指しされており、現に、海外で邦人がイスラム過激派によるものとみられるテロの標的となり、被害に遭う事案が発生している。また、我が国には、イスラム過激派がテロの対象としてきた米国関連施設が多数あり、これらを標的としたテロが発生することも懸念される。

このような情勢の下、国際連合事務総長が平成17年に公表した報告書「より大きな自由を求めて：すべての人々のための開発、安全及び人権に向けて (In Larger Freedom: Towards Development, Security and Human Rights for All)」は、国際犯罪組織による組織犯罪や国際テロを含む各種の課題に対処して世界の人々の安全を確保する(「人間の安全保障」)ためには、すべての国が必要な対処能力を備えるよう世界各国が協力して取り組むことが急務であり、能力のある大国はこの面で主体性を発揮しなければならないとの基本的考え方を示している。

また、我が国の治安を確保し、テロの防止を図るという観点からも、国内の対策を充実させるだけではもはや十分でなくなっており、関係国の犯罪対処能力を向上させ、相互の捜査協力を推進するとともに、幅広い分野で国際的に協調して対処することが不可欠となっている。

警察における国際協力は、関係国の発展や向上、特に犯罪やテロに対する関係国における対処能力の向上を図るものであり、我が国の警察が有する経験と知見を活用して国際協力を推進することは、国際社会への貢献となるだけでなく、我が国の治安対策に資するものである。このため、本要綱を制定し、警察による国際協力の基本方針、その方向性と実施する施策を明らかにするものである。

第1 警察による国際協力の意義

1 国際社会への貢献

(1) 警察分野における国際協力の重要性

国際社会の安定と発展のため、国際連合を始めとする国際機関、各国、NGO等の様々な主体が協調して国際協力を行う動きが進んでいる。世界の主要国の一つとして、国際社会の安定と発展に貢献することは、我が国の責務である。

警察分野においても、グローバル化の進展により、国際犯罪組織による組織犯罪が深刻化し、国際テロの脅威が高まる中、国際社会が連携し、これらを防圧し、国際社会の安定と発展を図ることが重要な課題となっていることから、支援対象国（地域）の社会秩序の維持・安定という良い統治（グッド・ガバナンス）のために重要な基盤づくりを支援し、また、犯罪対処能力の向上という支援対象全体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）を図ることの重要性が増している。

ア 良い統治（グッド・ガバナンス）の実現

近年、国家の発展の基礎となる効率的・民主的な政治行政（良い統治（グッド・ガバナンス））が実現していなければ、資金や物資を供与しても、その効果を十分に得ることができないとする考え方が各国に浸透しつつある。平成15年8月に改訂された政府開発援助大綱においても、「良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国のODAの最も重要な考え方」とされている。中でも、社会秩序の維持・安定は、社会の安定と発展のために不可欠な基盤である。

イ 支援対象全体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）

国際協力の在り方について、資金や物資の供与だけでなく、人材の育成や制度構築を通じた、支援対象全体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）を図ることが重要とされるようになっている。警察分野においても、国際犯罪組織や国際テロ組織が、より脆弱な国の社会、経済及び政治構造を脅かし、また、世界的な抜け穴としてそれらの国を利用している状況にあり、これを防ぐため、犯罪対処能力の向上のための支援が重要となっている。

(2) 我が国の警察による国際協力の必要性

我が国の警察による国際協力は、昭和37年に海外技術協力事業団（現在の独立行政法人国際協力機構（JICA））との共催でアジア各国の警察官を集めて行った薬物関係研修コースが始まりであるが、その後、40年代後半ころから、治安の良い我が国の警察が注目され、住民の理解と協力を得ながら治安維持に当たる我が国の警察の特質を生かして、交番制度、科学技術の活用、警察の民主的管理等の分野で、多数の国際協力を実施してきた（別紙参照）。

このような我が国の警察による国際協力は、良い統治（グッド・ガバナンス）の実現と支援対象全体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）に資するものであり、関係国から高い評価を得ているが、我が国の警察は、今後、これまでの実績と経験を生かし、政府の一員として、国際協力を更に積極的に推進することが求められている。

2 我が国の治安対策との関係

グローバル化が進展する中、「一国治安主義」、すなわち各国が個別に国内の治安対策を推進すれば、各国の治安を確保することができるという考え方は、もはや過去のものとなっている。相互依存を強める国際社会において、犯罪やテロに対処するためには、関係国が協調して制度を構築し、対策を講ずることが不可欠であり、警察分野における国際協力を実施し、関係国の諸制度の構築や諸対策の推進を支援することは、我が国の治安対策にもつながる。警察分野における国際協力は、我が国の治安対策との関係で、具体的に、次のような効果を有する。

(1) 対象国の犯罪対処能力の向上による我が国の治安の確保

国際協力により、外国治安機関の犯罪対処能力を向上させることは、対象国の治安対策上有効であることはもとより、犯罪やテロの抜け穴となることを防ぎ、また、我が国への犯罪の流入を防止し、国境を越えて活動する犯罪組織等の追及を可能とするものである。例えば、日本国内で乱用されている薬物のほとんどは、外国から密輸入されたものであり、仕出国の取締り能力が向上すれば、我が国への薬物の流入の防止に資することとなる。また、人、物、金や情報の国境を越えた移動が急速に拡大する中、これらを追及するためには、関係国の取締り能力の向上が不可欠である。

(2) 円滑な国際捜査協力の促進

犯罪の国際化により、我が国の捜査活動も国際的なものとなり、頻繁に我が国から国際捜査協力を要請するようになってきているが、関係する制度や実務が異なる中、関係国の治安機関による効果的かつ適切な我が国に対する捜査協力を確保するためには、相互に関係する制度や実務を理解することが不可欠となる。また、国境を越えて活動する国際犯罪組織や国際テロ組織を摘発するため、外国治安機関と共同して対処する必要性が高まっているが、その前提には、情報源の秘匿等治安機関相互の信頼関係が不可欠となる。国際協力は、相互の理解と人的交流を促進し、治安機関相互の信頼関係をもたらすものであり、国際捜査協力のより円滑な実施を可能とする。

第2 警察による国際協力の基本方針と具体的な推進の方向性

1 基本方針

上記のとおり、近年、警察分野における国際協力は、良い統治（グッド・ガバナンス）の実現や支援対象全体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）の観点から、社会の安定と発展のために不可欠な基盤を構築するものとして、その必要性が高まっており、我が国は、国際社会の一員として、我が国の警察が有する経験や知見を生かし、積極的に国際協力を行い、関係国の国づくりを支援し、国際社会に貢献することが求められている。また、警察による国際協力は、一国では対処できない国際犯罪や国際テロの脅威に関係国が協調して対処する基盤を構築するとともに、我が国の治安対策にも効果を有するものである。

このような理解を踏まえ、今後、次の基本方針の下、警察による国際協力を積極的に推進することとする。

(1) 国際社会との協調

グローバル化が進展する中、国際社会の安定と発展のためには、国際社会と協調し、国際犯罪やテロに対処する必要がある。政府開発援助大綱等の我が国の国際協力の基本方針の下、外務省等と連携し、国際連合、他の援助国等と協調した対応を強化する。

(2) アジア諸国に対する戦略的な国際協力

我が国が近年重点的に支援を行ってきたインドネシア、タイ、フィリピンその他のアジア諸国への支援は、地域の犯罪対処能力の向上だけでなく、我が国の治安回復にも大きく寄与するものであり、国際犯罪等の情勢や地理的關係等を踏まえつつ、これらの諸国に対する戦略的な国際協力を強化する。

(3) 我が国の警察の特質等を生かした主体的な国際協力

我が国の警察の国際協力は、関係国や国際機関の発案や要請によって始まったものが多かったが、警察による国際協力の意義を踏まえつつ、効果的に国際協力を推進するためには、関係国等のニーズを明らかにし、我が国の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた提言を我が国から積極的に行うなど、我が国による主体的な国際協力を強化する。

(4) 警察職員の意識改革

警察による国際協力を推進するためには、都道府県警察の職員を含む個々の職員がその意義、基本方針等を十分に認識し、警察組織全体が国際協力にできる限り積極的な関与を行うという姿勢を持つことが必要であり、関係部門が連携して、警察職員の意識改革を図る。

(5) 職員の安全と健康を確保するための十分な検証と支援措置の実施

警察による国際協力においては、職員を派遣し、その有する知識・能力を活用して支援を行うことが効果的である。派遣職員の安全と健康の確保は、職員が支援に専念するための前提条件であり、また、支援対象国（地域）に対する継続的な支援と更なる支援を推進するためにも、不可欠となる。このため、職員の安全と健康の確保について、十分な検証と支援措置を講ずる。

2 具体的な国際協力の推進の方向性

上記の基本方針の下、次のとおり、知識・技術の移転、文民警察活動、国際緊急援助活動等の具体的な国際協力を推進することとする。

(1) 知識・技術の移転

警察による知識・技術の移転は、支援対象国（地域）の犯罪対処能力の向上を図るものであるが、我が国の治安対策との関係でも、効果を有している。したがって、知識・技術の移転に当たっては、支援対象国（地域）のニーズを十分に把握するとともに、我が国の治安対策との関係についても検討し、効果的な案件を選択した上で、これに対して積極的に支援を行っていくこととする。その際、次の事項に留意する。

ア 重点分野

我が国の警察は、交番制度、犯罪鑑識や通信指令システム等の科学技術の活用、警察の民主的管理等の分野において実績を有し、関係国から高い評価を受

けており、これらの分野を重点とする。

イ 包括的な支援

平成13年以降、我が国は、インドネシア国家警察の要請を受け、その組織文化と職員の意識の変化を促すとともに、警察制度の改革を含む、各分野にわたる知識・技術の移転を行っているが、この種の包括的な警察改革のための知識・技術の移転は、我が国の経験や知見を生かした独自の取組みであり、良い統治（グッド・ガバナンス）の実現と支援対象全体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）に大きく貢献することが期待され、世界的にも注目されている。今後とも、インドネシアに対する包括的な知識・技術の移転を推進するとともに、その成果を踏まえ、支援対象国（地域）のニーズ等に応じた包括的な支援を実施することを検討する。

ウ 効果的な支援

真に支援対象国（地域）の利益となる支援を実施するため、国際機関等と協調しつつ、支援対象国（地域）の実態を踏まえ、長期的な視野の下、計画的な支援を行う。

(2) 文民警察活動

文民警察活動は、武力紛争の終了後の国（地域）の復興に不可欠な警察機能の再建支援を行うものであり、良い統治（グッド・ガバナンス）の実現や支援対象全体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）の観点から、近年、国際連合事務局においても、文民警察担当部局が設置され、文民警察活動の在り方について検討が行われている。

他方、これまで、文民警察活動は、秩序が確立されていない状況下で行われることが多く、秩序が確立された中で住民の理解と協力を得て、強制力の行使を抑制的に行っている我が国の警察活動とは異質な側面を有する。特に、治安維持業務の直接執行を文民警察活動として行う場合、武器使用、身柄拘束等の強制活動を我が国とは異なる基準で行うことが必要となるが、都道府県警察が警察職務を執行する我が国の警察の仕組み、その職務執行の規範や装備資機材は、外国領土内における治安維持活動を想定したもとはならず、治安維持業務の直接執行を行うことは困難である。

現行の国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律においても、文民警察活動としては現地警察に対する助言や指導、監視を行うこととされており、知識・技術の移転の面で我が国が実績を有している分野を中心に支援を行うなど、我が国の警察の特質を生かした文民警察活動を行うことが適切である。また、国の警察機関である警察庁は、基本的に執行部門がない比較的小規模な組織となっているほか、各都道府県警察は最近の厳しい治安情勢の下、日々治安維持に当たっていることから、警察職員の派遣には制約があり、特に、事前の教育訓練や現地での支援が相当程度必要とされる大規模な職員の派遣を長期間行うことは少なくとも現状では困難である。

したがって、文民警察活動については、我が国の警察の特質を生かすことができ、かつ、少人数の職員の派遣によっても実施することができる警察制度の企画立案や教育訓練等の警察行政の助言や指導、監視を行うこととする。

(3) 国際緊急援助活動

海外における大規模な災害発生の際に行う国際緊急援助活動は、国際社会への貢献となるだけでなく、様々な状況下での活動の経験を通じて、我が国の警察の災害対処能力の向上にも資する。このため、今後とも、国際緊急援助活動の態勢を整備し、災害発生時に外国等からの要請を受けた際に、迅速に派遣を行い、かつ、適切に任務を遂行することとする。

(4) その他相互理解と信頼を構築し、国際社会と協調するための国際協力

我が国では、対象国への知識・技術の移転と関係国間の情報交換を目的として、国際会議を主催するなどしている。また、国際連合等の国際機関が行う活動に職員を派遣するなどの国際社会と協調した対応が求められている。これらの協力は、関係国間相互の理解と信頼を構築し、国際社会による協調した対処を促進するなどの効果を有していることから、積極的に推進する。

第3 国際協力を推進するために実施する施策

第2に掲げる基本方針と具体的な方向性の下、国際協力を推進するため、今後、警察庁において、次の施策を実施する。

1 具体的な国際協力の推進

(1) 知識・技術の移転

警察庁の体制を整備し、事前調査、計画の立案及び実施状況のフォローアップを充実する。

外務省及びJICAとの連携を強化し、関係国のニーズの把握に努めるとともに、警察庁自ら、関係国への職員の派遣、国際会議の機会等を通じ、関係国のニーズの把握を強化する。

様々なニーズがある知識・技術の移転に対応するため、退職者を含め、外国語能力のある専門家や国際関係業務経験者等をデータベース化し、NGOや関係機関と連携しつつ、機動的な職員等の派遣を図る。

警察庁の受入れ体制を整備し、治安情勢等のため我が国から派遣する職員の安全と健康を確保することが困難な国・地域を始め、外国の治安機関からの研修員の受入れを拡大する。

移転しようとする知識・技術が我が国の警察実務においてどのように運用され、活用されているかを研修員が直接見聞できるよう、都道府県警察における研修を充実する。

国際的な協力関係を強化するため、研修員に対する我が国の治安情勢等に関する研修を充実する。

(2) 文民警察活動

文民警察活動に関する専門的な教育訓練を行う諸外国の施設に職員を派遣するなどして、派遣職員に対する教育訓練や支援の在り方等文民警察活動を適切かつ効果的に実施するための調査研究を行う。

現行の国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の下では、国際平和協力本部長の要請に基づいて警察庁職員を国際平和協力隊に派遣するにとど

まっているが、適切かつ効果的な文民警察活動を実施するとともに、派遣職員の安全と健康を確保するため、警察庁を、自ら国際平和協力業務を実施する主体として法的に明確に位置付け、かつ、派遣職員に対する教育訓練や支援等を行う警察庁の恒常的な体制を整備することを検討する。

文民警察活動を実施する場合には、その特性を踏まえ、特に十分な事前の検証と支援措置を講ずる。

(3) **国際緊急援助活動**

迅速に派遣を行い、かつ、適切に任務を遂行するため、指名要員に対する訓練の充実と装備資機材の整備を推進する。

平成16年に発生したスマトラ沖大地震及びインド洋津波被害に対する国際緊急援助活動での教訓を踏まえ、災害被害者の身元確認(DVI)チームを設置するとともに、平素から法医学者や法歯学者との連携を図る。

(4) **その他相互理解と信頼を構築し、国際社会と協調するための国際協力**

国際犯罪等の情勢に応じ、関係国の治安機関の職員の我が国への招へいを推進する。

国際連合本部事務局の文民警察関係部局、その他国際機関が行う活動への職員の派遣を検討する。

2 国際協力を推進するための基盤づくり

(1) **派遣職員に対する支援の充実等**

派遣職員に対する警察庁の研修体制を強化し、安全確保方策、実用的な外国語能力、派遣先の治安機関の現状その他国際協力を実施するために必要な専門的知識・技術に関する研修を強化する。

派遣に当たっては、事前に十分な現地調査を行い、現地の治安情勢や生活環境に関する派遣職員への情報提供を充実する。

派遣時には、在外公館等の我が国の関係機関や関係治安機関と緊密に連携し、派遣職員に対する情報提供を充実するなど、適切な支援措置を講ずる。特に、文民警察活動、治安情勢や生活環境が悪い状況の下で国際協力を実施する場合には、現地に警察庁職員を派遣するなどし、支援に万全を期する。

派遣職員に対する適正な処遇を確保するとともに、功労に応じた表彰を行う。

(2) **国際協力に関する理解と協力の確保**

警察による国際協力の意義や国際協力の実施状況等に関する職員に対する教養を充実する。

都道府県警察における国際協力業務の円滑な実施を図るため、推進要領等の執務資料を作成・配布するとともに、功労に応じ、関係部局に対する表彰を行う。

我が国の警察による国際協力の実施状況等について、外国語訳を含む警察庁のウェブサイトへの掲載やパンフレットの作成、国内外の各種会議での紹介等を推進する。

我が国の警察による国際協力の概要

我が国の警察では、次のとおり、交番制度、科学技術の活用、警察の民主的管理等の分野で、我が国の警察の特質を生かした国際協力を多数実施しており、この結果、関係国の治安の向上に貢献し、また、我が国と関係国との連携が強化されるなど、我が国の治安対策にも効果がみられている。

このほか、昭和62年の国際緊急援助隊の派遣に関する法律の施行以降、これまでに9つの国(地域)に合計143名の警察職員を派遣し、被災者の救助や身元確認を行ったほか、平成4年の国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の施行以降、これまでに2つの国(地域)に合計78名の警察職員を派遣し、現地警察に対する助言や指導、監視を行った。

1 交番制度

我が国には、全国で約1万4,000か所の交番・駐在所が設置され、管轄する地域の実態を把握し、その要望にこたえるとともに、昼夜を分かたず常に警戒態勢を保ち、すべての警察事象に即応する活動を行っている。こうした交番制度に対しては、我が国の治安が比較的良好な要因の一つとして、諸外国からの関心が高い。

我が国では、昭和56年から58年にかけてシンガポールにおける交番制度の導入を支援した。同国においては交番制度が定着し、その治安の改善に大きく貢献した。その後、平成7年以降、シンガポールと共同して、アジア・太平洋諸国を主たる対象に交番制度に関する研修を実施しているほか、インドネシアやブラジルに職員を派遣して、交番制度の導入を支援している。

2 科学技術の活用

我が国の犯罪鑑識、通信指令システム等の科学技術の活用について、諸外国から高い関心が寄せられ、これまで積極的に知識・技術の移転を行っている。

(1) 犯罪鑑識

我が国では、犯罪捜査において物証の獲得が重視され、犯罪鑑識技術への科学技術の活用が進んでいる。これまで、フィリピン等に対して、指紋鑑識、現場鑑識等に関する知識・技術の移転を行い、支援対象国(地域)の科学捜査の普及・定着に貢献している。

特に、薬物対策の分野で、薬物鑑定技術がアジア諸国から注目されており、タイ及びその周辺国に対して、薬物鑑定機器の活用等に関する知識・技術の移転を行い、支援対象国(地域)の取締り能力の向上に貢献したほか、密輸事件等の摘発に当たり、我が国と関係国の治安機関との捜査協力が進んでいる。

(2) 通信指令システム

我が国では、110番要請に迅速かつ的確に対応するため、通信指令システムの高度化を進めている。このような通信指令システムに関しては、現在、インドネシアに対して、その導入を支援しており、同国の警察官の現場臨場の迅速化に貢献し

ている。

3 警察の民主的管理

警察を民主的に管理し、かつ、その政治的中立性を確保するために、国民の良識を代表する委員によって構成される合議体の公安委員会が警察を管理する公安委員会制度が我が国に戦後導入され、定着している。公安委員会制度に関しては、国家警察が国軍から分離・独立し、民主化が進められているインドネシア等に対して、その導入を支援し、警察の民主化に貢献している。

4 その他

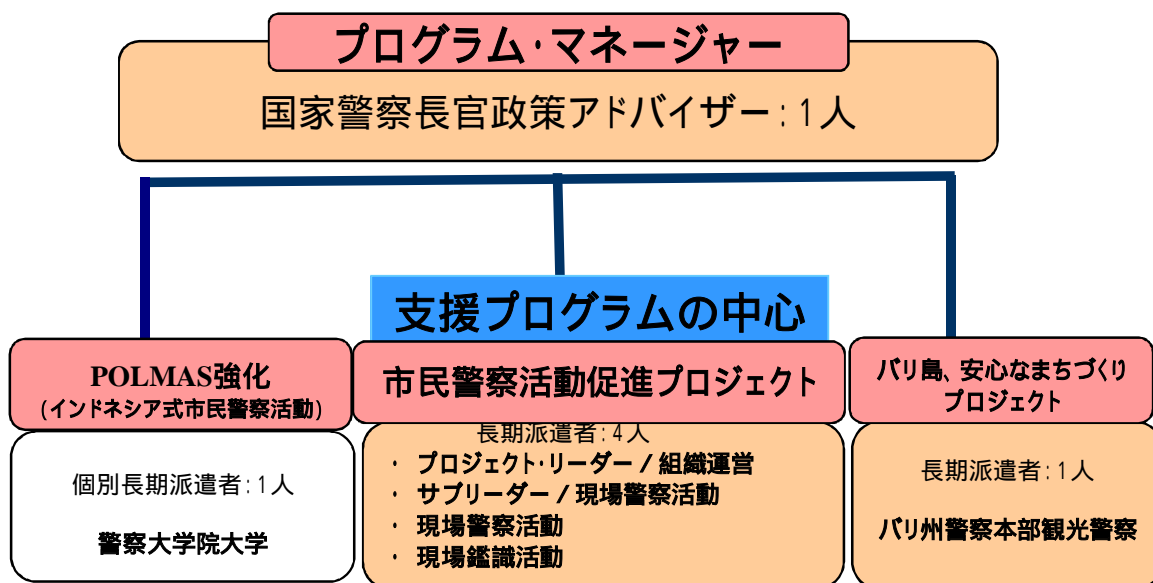
上記以外にも、警察教養制度、オウム真理教関連事犯の教訓を生かした化学テロ対策等について外国からの関心が高く、我が国では、これらについて積極的に知識・技術の移転を行っている。

インドネシアへの協力

インドネシア国家警察改革支援プログラムとは

インドネシアでは、平成11年に国家警察が国軍から分離・独立を行って以来、国家警察の民主化改革が推進されている。警察庁では、この改革を支援するため、13年以降、JICAとの協力の下、「インドネシア国家警察改革支援プログラム」として、専門家の派遣や研修員の受入れ等による技術協力を実施している。この警察改革支援プログラムは、一国の警察制度改革を支援するという画期的なものであり、国際的にも注目を集めている。同プログラムの中核事業である「市民警察活動促進プロジェクト」は、19年8月から、交番、鑑識、通信司令等におけるこれまでの協力の成果を全国に波及させることを主眼とした5年間の第2フェーズに移行している。

インドネシア国家警察改革支援プログラムの概要



資機材等の供与

日本での研修受入れ

インドネシア国家警察改革支援プログラムにおける専門家の活動状況

定例会議

毎週金曜日、短期派遣者も含めたすべての専門家が参加して定例会議を実施している。各専門家からの報告の後、今後の活動方針を決定している。



定例会議の状況

現場鑑識専門家

捜査能力の向上は、「市民からの通報に誠実にこたえる」ために重要である。専門家は、様々な鑑識技術について、鑑識係員に指導を行っている。



現場鑑識専門家の指導状況

BKPM(交番)における活動

無償資金協力や市民警察活動促進プロジェクトを通じて日本から交番建物等が供与された。BKPM(交番)が地域の安全情報の発信・受信基地となり、また、地域の問題解決の中心として機能するよう指導を行っている。



女性警察官を指導する組織運営専門家

バリ州警察市民警察活動(観光警察)促進プロジェクト

平成14年にバリ島で発生した爆弾テロ事件を契機に、治安回復のため、バリ州警察本部長アドバイザー派遣の要請があった。初代アドバイザーは、15年10月から9か月間の活動を通じ、観光警察部門の改革を通じてバリ州警察改革へ提言を行った。この提言を受け、17年からバリ州警察市民警察活動(観光警察)促進プロジェクトが開始された。



専門家の活動状況



日本での国別特設研修

この研修では、インドネシア国家警察の若手幹部に、都道府県警察で実際の交番勤務等を体験してもらい、市民警察活動とは何かを体感してもらっている。

フィリピンへの協力

警察科学捜査専門家派遣と指紋自動識別システム（AFIS）運用強化プロジェクト

フィリピンに対しては、従来から国家警察に科学捜査（初動捜査）専門家と科学捜査（鑑識）専門家の2人を派遣しており、同専門家らは、平成19年も科学捜査セミナーの開催や事件現場における現場指導等の活動を行った。また、16年7月に指紋自動識別システム（AFIS）が供与されたことに伴い、18年8月からは、3年間の計画で「指紋自動識別システム運用強化プロジェクト」を実施中で、短期専門家の派遣や研修員の受入れを通じ、遺留指紋のトレース要領や指紋鑑定作業等AFISの運用強化のための技術支援を行っている。最近では、強盗事件等において、遺留指紋照合、余罪照合等により被疑者が判明するなど、支援の成果が現れつつある。

今後は、フィリピンにおいて、日本人が被害者となる事件が続発していることやフィリピンが日本で押収される違反銃器の仕出し地となっている現状を踏まえ、フィリピン国家警察の捜査能力の更なる向上に資するよう、フィリピン国家警察への支援を強化していく予定である。



専門家の活動状況

セミナーの開催

おおむね月に1回又は2回の割合で、フィリピン各地でセミナーを開催して初動捜査・鑑識技術の普及に努めている。また、フィリピンの警察大学校では、薬物取締専門家と合同でセミナーを開催している。



専門家によるセミナーの状況

AFIS運用の指導

AFISを用いた指紋の入力・照合の技術指導を行っている。

事件現場での指導

事件の現場に赴き、現場での実践指導を行っている。



薬物法執行能力向上プロジェクト

フィリピンに対する薬物犯罪対策支援としては、過去にも専門家の短期派遣等を行っていたところ、この面の支援を強化するため、「フィリピン薬物法執行能力向上プロジェクト」として、平成17年1月から19年1月まで専門家1名をフィリピン薬物取締庁（PDEA）に派遣し、薬物取締りセミナーの開催等の活動を逐次派遣される短期専門家と共に行った。



専門家によるセミナーの状況

タイへの協力

タイ・薬物対策地域協力プロジェクト（第2フェーズ）

警察庁としては初の、また、JICAとしても例の少ない、複数の国を支援対象とする「広域プロジェクト」である薬物対策地域協力プロジェクトは、世界最大級の薬物密造地域である「ゴールデン・トライアングル」地域周辺の薬物対策強化のため、平成14年から3年間を期間として開始され、17年6月をもって同プロジェクトの第1フェーズが終了した。

18年9月からは、同プロジェクトは第2フェーズを開始しており、薬物対策及び薬物分析の両分野の長期専門家計2名をタイ法務省麻薬統制委員会事務局（ONCB）に派遣し、タイ及びその周辺国（カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナム）における薬物分析能力の向上に重点を置いた技術協力を推進するとともに、薬物犯罪捜査能力向上のためのセミナーの開催、第1フェーズにおいて供与した機材を用いての薬物分析技術の向上、日本における研修の実施等を通じ、タイ及びその周辺国における薬物対策に係る指導者育成等を行っている。

■ タイ薬物対策地域協力プロジェクト



専門家の活動状況



各国の取締官らに対して試薬の適正活用等を指導する専門家の状況。タイのみならず、カンボジア、ラオス、ベトナム等の周辺国も含めた広域的指導を推進している。



薬物分析専門家の指導状況

東ティモールにおける文民警察活動等

概要

平成19年1月から東ティモール国際平和協力隊に警察職員3人(文民警察官要員2人及び連絡調整要員1人)を派遣し、同年8月には第2次派遣要員3人を派遣して、東ティモール内務省及び国家警察に対して警察行政事務に関する助言及び指導業務を行った。

第1次隊 : 19年1月31日 ~ 19年8月3日
 第2次隊 : 19年8月3日 ~ 20年2月5日



東ティモール民主共和国の概要

人口 104.1万人(2007年推定)
 面積 約1万4,000平方キロ(首都4県(東京、千葉、埼玉、神奈川)と同程度)
 首都 デイリ
 民族 テトゥン族等 大半がメラネシア系種族
 宗教 キリスト教(99.1%)
 言語 テトゥン語、ポルトガル語
 政体 共和制(2002年5月20日独立)

(過去における東ティモールでの国連の活動)

- 国連東ティモール・ミッション(UNAMET)
1999年6月から9月
- 国連東ティモール暫定行政機構(UNTAET)
1999年10月から2002年5月
- 国連東ティモール支援団(UNMISSET)
2002年5月から2005年5月
- 国連東ティモール事務所(UNOTIL)
2005年5月から2006年8月



国連東ティモール統合ミッション (UNMIT)

2006年4月の騒擾事件後、東ティモール政府からの要請を受け、国連安保理が決議1704にて設立を決定し、その後活動期限が延長している。

期間: 2006年8月~2008年2月
 任務: 治安維持(国家警察再建までの法執行及び公共の安全の確保)、国家警察(PNTL)の訓練及び能力強化等
 構成員: 事務総長特別代表の下、国連警察要員を中心に構成(要員1,556名)
 (2008.7月現在)



文民警察要員の活動状況

我が国から派遣された文民警察要員2名は、UNMIT警察部門の長官特別顧問及びその補佐官として勤務している。



文民警察部門の定例幹部会議等各種会議への出席、地方における警察活動状況の視察等を行いつつ、UNMIT警察部門長官の指示を踏まえ、警察行政に関してこれまでの知見・経験を生かした助言等を実施している。



我が国の貢献内容

基本教科書の編さん
 PMTLには警察官教育の基本となる刑法、刑事訴訟法等に関する基礎教科書が存在しないことから、我が国隊員が中心となり、豪等と協力して、PNTL警察官が実務で活用しやすく、かつ、長く利用できる教科書の作成に当たった。

警察官の海外研修手続の制度化
 対象警察官の選考方法、研修後の報告等の手続を制度化し、計画的な人材育成、研修内容の組織的な活用等を図った。

➡ 東ティモール国家警察の再建支援に貢献

UNIIMIT関係省及び東ティモール政府関係者から高い評価

インドネシア共和国市民警察活動促進プロジェクト 終了時評価調査結果（概要）

JICAにより実施されたインドネシア共和国市民警察活動促進プロジェクト終了時評価調査結果の概要については、下記のとおりである（JICA編「インドネシア共和国市民警察活動促進プロジェクト終了時評価調査報告書」参照）。

記

1 プロジェクトの概要

(1) 名称

インドネシア共和国市民警察活動促進プロジェクト

(2) 上位目標

インドネシア各地の警察署及び警察職員により市民警察としての活動（市民の要望に対して迅速かつ誠実な対応をすることをいう。以下同じ。）が展開されること。

(3) プロジェクトの目標

モデル警察署であるブカシ警察署（メトロブカシ警察署及びブカシ県警察署の2署をいう。以下同じ。）において、市民警察としての活動が実施されること。

(4) 協力期間

平成14年8月から19年7月まで

(5) 期待される成果

ア ブカシ警察署の市民警察としての組織運営能力が向上すること。

イ ブカシ警察署の現場鑑識業務が改善されること。

ウ ブカシ警察署の通信指令体制が改善されること。

エ 組織運営、現場鑑識及び通信指令に関連した訓練プログラムが整備及び改善されること。

2 評価調査団の概要

(1) 調査団員

JICA社会開発部長以下6名

(2) 調査期間

平成19年1月12日から31日まで

3 評価結果の概要

(1) 実績の確認

ア 成果の発現度

(ア) 「ブカシ警察署の市民警察としての組織運営能力が向上すること」の発現度

各指標からはブカシ警察署の市民警察としての組織運営能力が向上したことが示されており、おおむね達成されたと判断される。また、インドネ

シア国家警察上層部を始めとする各方面からの訪問及び視察がなされたことにより、活動を「見せる」という側面においても向上していると言える。

指標 : プカシ警察署警察官の75%以上が2002年時に比べ職務に対するインセンティブが高まること(基礎資料:署員に対するアンケート調査)。

指標 : 組織体制について、交番活動を含む分署の機能が向上すること(基礎資料:プカシ警察署における人員配置状況)。

指標 : 防犯指導、交通安全指導等の市民生活に関連した活動が実施されること(基礎資料:プカシ警察署の活動記録)。

(イ) 「プカシ警察署の現場鑑識活動業務が改善されること」の発現度

各指標値に大きな成果が見られたほか、指紋と写真の分野でそれぞれ選出された3名の指導者級の部内鑑識検定合格者は、無償資金協力により投入した資機材の取扱説明用VCD作成の中心的役割を果たし、また、新規配置された係員に対する指導教養を率先して行うなど、具体的な成果が現れている。

指標 : 2007年に現場鑑識臨場数が増加すること(基礎資料:プカシ警察署案件処理記録)。

指標 : 2007年に鑑識係員が現場臨場して指紋を採取した事件について、指紋採取個数が増加すること(基礎資料:プカシ警察署臨場記録)。

指標 : 制服警察官が一定レベルの現場保存を実施すること(基礎資料:プカシ警察署臨場記録)。

指標 : 鑑識係員が高度の現場鑑識の技術を習得するとともに、警察活動現場で使用すること(基礎資料:プカシ警察署技術認定記録)。

(ウ) 「プカシ警察署管内の通信指令体制が改善されること」の発現度

警察署管内の通信指令体制が改善される方向で前進したことは間違いないが、実際の訓練を更に継続することが必要である。

なお、メトロプカシ警察署では、今まで組織上存在しなかった通信指令室が試行的に立ち上げられており、実施規則についても検討されている。

指標 : 2007年にプカシ警察署において通報に対応し、処理された件数の割合が100%となること(基礎資料:プカシ警察署案件処理記録)。

指標 : 緊急通報等に対する通信指令体制が整備されること(基礎資料:通信指揮系統図、無線管理簿、緊急通報受理簿及び通話記録)。

指標 : 住民からの通報に対するレスポンスタイムが適正に記録されること(基礎資料:プカシ警察署案件処理記録)。

(エ) 「組織運営、現場鑑識及び通信指令に関連した訓練プログラムが整備改善されること」の発現度

本プロジェクトにより多くのマニュアルが作成され、また指導員も養成されたことから、おおむね達成されたと評価できる。しかしながら、インドネシア国家警察全体の教育訓練システムに正式に取り入れられる段階には至っていない。

指標：開発されたマニュアル等を完成すること（基礎資料：各分野のマニュアル）。

指標：ブカシ警察署において「組織運営」、「現場鑑識」及び「通信指令」の分野で2名以上の指導員が養成されること（基礎資料：各分野の訓練におけるインストラクター記録）。

イ プロジェクト目標の達成度

プロジェクト目標の達成度については、プロジェクトの目標にかんがみ、市民警察としてのブカシ警察署の活動を市民がどう受け止め、判断しているかにより判断される。外部コンサルタント（ACNielsen）による世論調査（次表参照）等においても、市民は「警察は以前より良くなった」とする意見が増加していることから、ブカシ警察署において「市民警察としての活動」は確実に動き出していると言える。しかしながら、世論調査による評価が上昇した数値はわずかであり、中には評価が下降している項目もあることなどから、約370万人のブカシ市及びブカシ県住民の大半が警察改革を実感しているとはいえない。

< ブカシ市・県住民の警察に対する意識（ACNielsen世論調査の結果（％）） >

	2003年	2004年	2006年
この地域で法執行は機能しているので安全だ。	69	77	78
インドネシアでは正義は確立され、犯罪者は処罰されると信じるようになった。	71	77	77
法を遵守する地域を作るためには、地域住民もそのための意識を持つことが必要だ。	70	81	80
お金で処罰を逃れられるこの国の法執行は不公平である。	92	97	96
法執行分野の向上は見られるが、それは国際社会が見ている分野だけである。	36	30	25
住民は警察を信頼しないので法を私物化する傾向が増加している。	41	33	33

(注) 2003年の結果は、同年2月21日から3月18日までにブカシ市・県住民男女15歳以上1,620名からの有効回答を、2004年の結果は、同年11月2日から12月18日までに同じく1,619名からの有効回答を、2006年の結果は、同年1月から2月まで（実施日不明）に同じく1,604名からの有効回答を、それぞれ得て実施されたインタビュー調査に基づくものである（ACNielsen, Jakarta, "INP and Measuring Response to Police Reform in Bekasi": Baseline Reading 2003, Midterm Reading 2004, End-term Reading 2006.）。

(2) 評価結果の要約

ア 妥当性

本プロジェクトは、インドネシアの開発政策に合致し、我が国の対インドネシア援助政策に合致していることが認められる。

また、ジャカルタ郊外のブカシ警察署をプロジェクト対象地区として選定し、ブカシ警察署においてインドネシア全国の警察改革のモデル署を構築しようとする戦略及び組織運営、通信指令及び現場鑑識の3分野を選定し、現場におけるOJTを中心とした技術移転と並行して意識改革を目指すという

手法は、単に機材を使用しての技術の習得のみならず、インドネシアが改革すべき要素の中で最も困難と位置付けている「文化（意識）」の改革と、上位目標であるプロジェクトの成果の全国展開を念頭に置いた極めて妥当なものである。

したがって、本プロジェクトの妥当性は極めて高い。

イ 有効性

期待された成果が十分に挙げられていない分野があることから、市民警察としての活動は十分に定着したとはいえない状況である。その点で、プロジェクトの有効性は確保されているが、まだ十分であるとは言えない。

ウ 効率性

若干の問題点は指摘されるが、全体として、資機材や人材等の投入はプロジェクト活動に適切かつ有効に活用され、投入に見合った成果の発現に貢献しており、効率性は確保されている。

エ インパクト

インドネシア国家警察上層部には、上位目標であるプロジェクトの成果の全国展開をできるだけ早く達成したいという強い意志が見られるものの、調査時点において、上位目標達成に至る詳細な計画は示されておらず、いつ、どのように達成されるかを判断するのは時期尚早である。

オ 自立発展性

インドネシア国家警察では、市民警察活動の推進を最重要事項の一つと捉え、予算面や人材面でも優先するとしている。機材の維持管理面での不安はあるが、全体として本プロジェクトの自立発展性は、かなり高いと見られる。

(3) 結論

全体として本プロジェクトは妥当性の高いプロジェクトである。本プロジェクトによりブカシ警察署における警察官の意識改革は進展し、市民警察としての活動は確実に始まっている。すなわち、プロジェクトはその目標達成に向けて大きく前進しているが、調査時点においては主に次の2点において不十分な点も見られた。これらの点については、プロジェクトの残り期間内にできる限り充実させるとともに、プロジェクト終了後の協力の在り方に対する検討を開始し、協力期間終了までにはその具体策を固めることが望まれる。

ア 本プロジェクトの重点的活動の対象とした、インドネシア版の交番である警察・市民パートナーシップセンターにおいて市民と常時接触する前線の警察官に比べ、ブカシ警察署の本署幹部や、分署長を始めとする中間職における意識改革が未だ十分ではない。

イ プロジェクト実施途中において、旧ブカシ警察署が都市部を所轄するメトロブカシ警察署とそれ以外のブカシ県警察署に分割された。成果のすべての項目において、後発のブカシ県警察署は先発のメトロブカシ警察署と比べて遅れが見られる。